

第6節 資源の循環利用と廃棄物の適正処理

1 資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の現況

(1) 循環型社会の形成推進

我が国における社会経済活動は、20世紀後半一貫して拡大基調にあり、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、相次ぐ不法投棄など深刻な社会問題を引き起こしています。

これらの問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に根ざしたものであり、その根本的な解決を図るためには、これまでの社会経済のあり方や私たちのライフスタイルを見直さなければなりません。

こうしたことから、今、「循環型社会」の形成を推進することが、強く求められています。

循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をするという、いわゆる「3R（スリーアール）」を進め、最後に適正処分をすることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とする社会です。

国では、平成12年度を循環型社会元年と位置づけ、同年5月には、循環型社会形成推進基本法を制定したほか各種リサイクル法など関連法令の整備を進めております。さらに、平成25年5月には我が国が目指す循環型社会の具体的なイメージ、数値目標、国民・事業者・行政等が果たすべき役割等を定める「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

本県においても、「徳島県環境基本計画」の中で、「廃棄物ゼロとくしまの実現」を重点プログラムの一つとして位置づけ、廃棄物の発生抑制及び資源の循環利用に積極的に取り組むこととしています。

具体的には、県民のライフスタイルの変革を促すための3Rの普及啓発活動や廃棄物を資源として利用する環境関連産業の創出・振興の取り組みを進めています。

(2) 一般廃棄物

県下におけるごみの排出及び処理の状況は、表2-2-100のとおりであり、対前年度比0.5%増となっています。平成23年度におけるごみの総排出量は、279,156tとなっており、1人1日当たりのごみ排出量は、968g/人・日（全国平均975g/人・日）となっています。また、リサイクル率については18.1%であり、前年度に比べて0.1%減少しております。

次に、平成23年度末現在の県下のごみ処理施設の整備状況については、表2-2-101のとおりであり、焼却処理施設は、1,168.32t/日（処理能力）、粗大ごみ処理施設は、166.5t/日、資源化等施設1,165.386t/日です。

表2-2-100 ごみ排出及び処理の状況

年度	17		18		19		20		21		22		23	
排出量(t)	315,383		310,136		304,673		291,482		278,962		277,583		279,156	
排出量 (t/人・日)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	1,055	1,131	1,044	1,115	1,030	1,089	994	1,033	958	994	959	976	968	975
リサイクル率 (%)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	18.9	19.0	19.7	19.6	19.9	20.3	18.9	20.3	17.3	20.5	18.2	20.8	18.1	20.4

表2-2-101 ごみ処理施設整備状況

①ごみ焼却処理施設

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
徳 島 市	徳島市論田町元開	全 連 続	190	〃 79
	徳島市国府町北岩延	全 連 続	180	〃 91
鳴 門 市	鳴門市撫養町木津	准 連 続	※ 60	〃 81
	鳴門市瀬戸町堂浦	全 連 続	70	〃 08
小 松 島 市	小松島市芝生町花谷	准 連 続	70	〃 83
勝 浦 町	勝浦郡勝浦町棚野字奥立川	機 械 化 バ ッ チ	※ 9	〃 93
石 井 町	名西郡石井町石井	機 械 化 バ ッ チ	30	〃 78
那 賀 町	那賀郡那賀町白石字炭トコ	機 械 化 バ ッ チ	16	〃 95
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	機 械 化 バ ッ チ	50	〃 79
松 茂 町	板野郡松茂町豊久	機 械 化 バ ッ チ	20	〃 99
北 島 町	板野郡北島町太郎八須	機 械 化 バ ッ チ	26	〃 85
中央広域環境施設組合	阿波市西条字藤原	全 連 続	120	〃 05
中央広域環境施設組合	吉野川市川島町桑村	全 連 続	※ 94	〃 79
吉 野 川 市	吉野川市鴨島町森藤	機 械 化 バ ッ チ	※ 36	〃 84
美馬環境整備組合	美馬市脇町字鴨地	准 連 続	72	〃 97
みよし広域連合	三好市池田町西山字登り尾	准 連 続	50	〃 81
三 好 市	三好市東祖谷山釣井	固 定 バ ッ チ	※ 3	〃 95
藍 住 町	板野郡藍住町富吉	准 連 続	30	〃 80
板 野 町	板野郡板野町松谷カロヲト	機 械 化 バ ッ チ	※ 16	〃 90
阿 南 市	阿南市橘町土井崎	全 連 続	120	〃 90
美 馬 市	美馬市木屋平字川上	固 定 バ ッ チ	※ 2	〃 95
旭 鉦 石 (株)	徳島市飯谷町枇杷の久保	全 連 続	41.06	〃 02
バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮	全 連 続	60.72	〃 03
岸 小 三 郎	徳島市不動本町	全 連 続	30	〃 03
大塚製薬(株)	徳島市川内町	固 定 バ ッ チ	5.54	〃 05
計18施設 (休止中7施設を含まない)			1,168.32 (休止中7施設の処理能力を含まない)	

※は、休止により現在は稼動していない施設

②粗大ごみ処理施設

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
鳴 門 市	鳴門市撫養町木津	破 碎 ・ 圧 縮	※ 30	〃 81
みよし広域連合	三好市池田町西山	〃	15	〃 81
阿 南 市	阿南市橘町土井崎	破 碎	30	〃 90
(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市丈六町山根	破 碎 ・ 圧 縮	43	〃 91
(株)三 紅	徳島市飯谷町高良	〃	43	〃 91
	小松島市田浦町前山			
那 賀 町	那賀郡那賀町白石	〃	6	〃 95
美馬環境整備組合	美馬市脇町字鴨地	〃	20	〃 97
松 茂 町	板野郡松茂町豊久	〃	9.5	〃 00
計7施設 (休止中1施設を含まない)			166.5 (休止中1施設の処理能力を含まない)	

③ 資源化等施設（前処理施設を含む）

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力（t/日）	使用開始年度
佐 那 河 内 村	名東郡佐那河内村下字仕出	破 碎 ・ 圧 縮	0.5	〓72
神 山 町	名西郡神山町阿野字南倉目	〃	4	〓96
吉 野 川 市	吉野川市山川町堤外	〃	4	〓78
	吉野川市鴨島町森藤西ノ鼻	圧 縮	4	〓94
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	破 碎 ・ 圧 縮	20	〓79
阿 南 市	阿南市津乃峰町西分	選 別 ・ 圧 縮	36.2	〓01
中央広域環境施設組合	吉野川市川島町桑村	破 碎 ・ 圧 縮	42	〓79
み よ し 広 域 連 合	三好市池田町登り尾	圧 縮	10	〓96
石 井 町	名西郡石井町浦庄字下浦	〃	3.9	〓98
			0.5	〓98
徳 島 市	徳島市国府町北岩延字桑原	〃	30	〓99
み よ し 広 域 連 合	三好市池田町大利字古畑	破 碎 ・ 圧 縮	17	〓00
勝 浦 町	勝浦郡勝浦町棚野字奥立川	〃	1	〓78
那 賀 町	那賀郡那賀町白石	圧 縮	0.5	〓98
鳴 門 市	鳴門市瀬戸町堂浦	選別・破砕・圧縮	25	〓08
徳島資源リサイクルセンター(有)	阿南市上中町中原	選 別 ・ 破 碎	15	〓00
バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮	〃	25	〓01
徳島リサイクル工業(株)	美馬市脇町西赤谷	破 碎	23.36	〓04
(有)大塚クリーンリネス	阿波市阿波町北正広	破 碎	36	〓05
旭 鋳 石 株 式 会 社	徳島市飯谷町枇杷の久保	〃	34.24	〓02
		破 碎 ・ 圧 縮	152.09	〓06
(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市東沖洲	選別・圧縮・梱包	103.84	〓04
(有) 徳 島 興 産	徳島市論田町新開	破 碎 ・ 選 別	160	〓06
(有) 中 野 商 店	徳島市佐古一番町	圧 縮	80.08	〓07
日 進 産 業 (株)	小松島市小松島町字北浜	〃	56	〓07
ナ ル ト 紙 料 (株)	徳島市春日	〃	120	〓07
(株)ヤングクリーン	徳島市論田町新開	破 碎 ・ 圧 縮	34.64	〓07
(株)フジゲン	徳島市東沖洲	〃	105.6	〓07
(有) 長 元 商 会	吉野川市山川町津由谷	破 碎	8.136	〓09
三 宅 生 コ ン (有)	美馬市脇町馬木	減 容 固 化	12.8	〓10
計29施設			1,165.386	

④ その他のごみ処理施設

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力（t/日）	使用開始年度
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンダリング処理	300	〓01
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンダリング処理	10	〓04
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンダリング処理	3	〓04
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンダリング処理	6	〓05
計4施設			319	

(3) 産業廃棄物

① 発生量

県の実態調査（平成20年度実績）による産業廃棄物の総排出量は、約293万tとなっています。

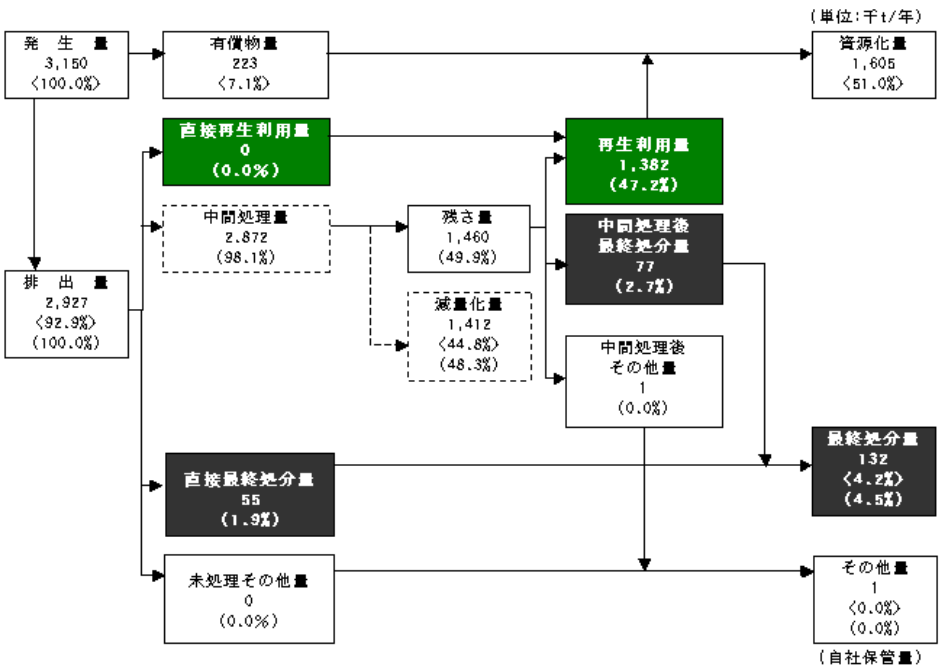
種類別には、汚泥が約118万tで全体の40%を占めており、この他には動物のふん尿が約62万t（21%）、ばいじんが約49万t（17%）となっています。（表2-2-102）

表2-2-102 産業廃棄物排出量（種類別）

※平成20年度実績

廃棄物名（種類）	数量（t）	構成比（％）	廃棄物名（種類）	数量（t）	構成比（％）
燃 え 殻	100,789	3.4	ガラスくず陶磁器くず	29,996	1.0
汚 泥	1,175,298	40.2	絨 さ い	65,597	2.2
廃 プ ラ ス チ ッ ク	24,202	0.8	が れ き 類	254,095	8.7
紙 く ず	14,320	0.5	ば い じ ん	491,047	16.8
木 く ず	18,814	0.6	動 物 の ふ ん 尿	623,889	21.3
動 植 物 性 残 さ	7,771	0.3	そ の 他	108,873	3.8
ゴ ム く ず	59	0.0			
金 属 く ず	12,021	0.4	合 計	2,926,771	100.0

図2-2-33 平成20年度産業廃棄物の処理状況



- (注) 1. 〈 〉は発生量に対する割合、()は排出量に対する割合を示す。
2. 図中の％表示については四捨五入しているため、総計と個々の数値の合計が一致しないものがある。
3. その他量とは、主に事業所内で保管されている量を示す。

② 産業廃棄物処理業の許可業者の状況及び産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項に基づく産業廃棄物処理許可業者及び同法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の状況は次のとおりです。

(ア) 産業廃棄物処理業者

平成25年3月31日現在における県内で産業廃棄物の処理を行う業者は1,242業者で、このうち収集・運搬のみを行う業者は1,133業者、収集・運搬、中間処理を行う業者は81業者、収集・運搬、最終処分を行う業者は1業者、中間処理、最終処分を行う業者は1業者、収集・運搬、中間処理、最終処分を行う業者は3業者、中間処理のみを行う業者は21業者、最終処分のみを行う業者は2業者です。(表2-2-103)

表2-2-103 産業廃棄物処理業許可状況

(平成25年3月31日)

許可の種類	業者数	許可の種類	業者数
収集・運搬業	1,133	収集・運搬、中間処理業	81
中間処理業	21	収集・運搬、最終処分業	1
最終処分業	2	収集・運搬、中間処理、最終処分業	3
中間処理業、最終処分業	1	計	1,242

(イ) 産業廃棄物処理施設

平成25年3月31日現在における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表2-2-104に示すとおり全体で182施設ありますが、このうち中間処理施設が174施設、最終処分場が8施設となっています。

表2-2-104 産業廃棄物処理施設の状況

(1) 中間処理施設

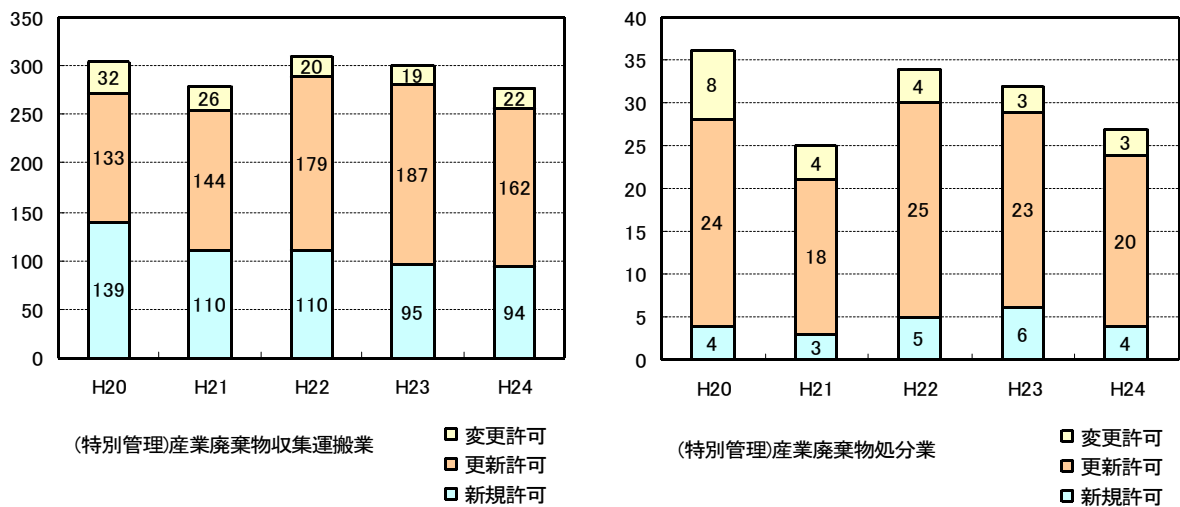
(平成25年3月31日)

	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設	67	12,440m ³ /日
汚泥の乾燥施設	2	35m ³ /日
汚泥の乾燥施設(天日)	0	0m ³ /日
汚泥の焼却施設	2	375t/日
廃油の油水分離施設	2	32m ³ /日
廃油の焼却施設	6	75m ³ /日
廃酸・廃アルカリの中和施設	1	510m ³ /日
廃プラスチック類の破碎施設	9	125t/日
廃プラスチック類の焼却施設	6	11t/日
がれき類の破碎施設	50	28,267t/日
木くずの破碎施設	15	1,272t/日
シアン化合物の分解施設	1	60m ³ /日
焼却施設(汚泥・廃液・廃プラを専焼する施設を除く)	13	283t/日
計	174	

(2) 最終処分場

	施設数	埋立面積(m ²)	埋立量(m ³)
安定型処分場	5	52,888	522,302
管理型処分場	3	286,631	841,180
計	8	339,519	1,363,482

図2-2-34 年度別許可件数の推移



(4) し尿

県下のし尿処理の現況は表2-2-105のとおりであり、平成22年度における衛生処理率は99.0%となっています。その内訳は、水洗化処理（下水道、浄化槽）88.6%、し尿処理施設による処理10.4%です。水洗化処理のうち86%は浄化槽によるものであり、残る14%は下水道によるものです。なお、海洋投入処分は平成19年1月末をもって禁止され0%、自家処理は1.0%となっています。

次に、平成23年度末現在の県下のし尿処理施設の整備状況は表2-2-106のとおりであり、全施設の処理能力の合計は981kL/日です。また浄化槽は、平成23年度中に2,214基増加し当該年度末現在、県下における浄化槽設置数（設置・廃止届数による集計）は、180,209基となっています。

表2-2-105 し尿排出及び処理の状況

年 度			17	18	19	20	21	22	23
人 口			819,009人	813,710人	808,195人	803,168人	797,737人	793,296人	778,116人
処理内容	水洗化処理	公共下水道	10.4%	10.7%	11.0%	11.4%	12.3%	12.5%	12.8%
		し尿浄化槽	72.6%	73.5%	75.6%	75.8%	75.3%	76.1%	76.2%
		計	83.0%	83.0%	86.6%	87.2%	87.6%	88.6%	89.0%
	市町村処理	し尿処理施設	15.2%	15.2%	12.3%	11.6%	11.3%	10.4%	10.0%
		下水道投入	—	—	—	—	—	—	—
		海洋投入	0.2%	0.2%	—	—	—	—	—
		計	15.4%	14.7%	12.3%	11.6%	11.3%	10.4%	10.0%
	自家処理		1.2%	1.3%	1.1%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%

※数値は四捨五入しているため合わない場合がある。

表2-2-106 し尿処理施設整備状況

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力 (kL/日)	使用開始年度
徳 島 市	徳島市論田町元開	標 準 脱 窒 素	150	` 84
		好 気 性 消 化	120	` 78
鳴 門 市	鳴門市撫養町木津	高 負 荷 脱 窒 素	85	` 94
小松島市外三町村衛生組合	小松島市立江町大田浦	膜分離高負荷脱窒素	87	` 00
那 賀 町	那賀郡那賀町相生大字日浦	膜分離高負荷脱窒素	13	` 12
海部郡衛生処理事務組合	海部郡美波町日和佐浦	高 負 荷 脱 窒 素	20	` 88
	海部郡海陽町大字穴喰浦	無 希 釈 高 負 荷	25	` 85
阿 北 環 境 整 備 組 合	阿波市市場町市場	標 準 脱 窒 素	100	` 85
吉 野 川 環 境 整 備 組 合	美馬市穴吹町三島	標 準 脱 窒 素	70	` 88
み よ し 広 域 連 合	三好市井川町西井川	好 気 性 消 化	70	` 81
松 茂 町	板野郡松茂町豊久	好 気 性 消 化	20	` 80
北 島 町	板野郡北島町中村	標 準 脱 窒 素	30	` 82
藍 住 町	板野郡藍住町奥野	二段活性汚泥処理	30	` 82
板 野 町	板野郡板野町吹田	標 準 脱 窒 素	20	` 83
石 井 町	名西郡石井町高川原	膜分離高負荷脱窒素	35	` 98
阿 南 市	阿南市熊谷町定方	膜分離高負荷脱窒素	106	` 99
計16施設			981	

5) 畜産環境問題

家畜排せつ物は、畜産経営から発生する副産物であり、肥料三要素、微量要素等を多く含んでいることから、従来から農産物、飼料作物の生産にとって貴重な資源として有効に活用されてきました。

しかしながら、近年、飼養規模の拡大等により自己経営内あるいは地域内における家畜排せつ物の有効利用が困難となりつつあるとともに、混住化の進展や環境保全に対する県民意識の高揚等により家畜排せつ物管理の不手際起因する環境問題が発生する場合がありますが、その発生件数は横ばい或いは減少傾向にあります。

県内2家畜保健衛生所による平成24年7月1日から平成25年6月30日までの畜産環境保全指導実態調査結果を基に、平成25年7月1日に取りまとめた過去1年間の畜産経営に起因する環境問題の発生件数は12件（対前年比63.2%）となっています。

また、家畜の種類別では乳用牛7件（58.3%）、肉用牛1件（8.3%）、豚3件（25.0%）、採卵鶏1件（8.3%）、ブロイラー0件（0%）となっています。

届出の内容別では、悪臭発生7件（58.3%）、水質汚濁1件（8.3%）、水質汚濁と悪臭発生1件（8.3%）となっています。また、その他事項として、家畜排せつ物の管理に関する問題も発生しておりますが、苦情発生件数は減少傾向にあります。なお、その詳細については、表2-2-107のとおりとなっております。

表2-2-107 畜産経営に係る苦情発生件数

調査期間：平成24年7月～平成25年6月

(単位：件)

届出内容 畜 種	水質汚濁	悪 臭	害虫発生	水質汚濁と 悪 臭 発 生	水質汚濁と 害 虫 発 生	悪臭発生と 害 虫 発 生	水質・害 虫・悪臭	その他	計
乳 用 牛		4						3	7
肉 用 牛		1							1
豚	1	1		1					3
採 卵 鶏		1							1
ブロイラー									0
そ の 他									0
計	1	7	0	1	0	0	0	3	12

2 資源の循環利用と廃棄物の適正処理に向けた対策

(1) 循環型社会の形成推進

- ① リサイクル施設・設備の導入、技術開発を促進するため、関係者及び情報の交流促進や経済的支援を行っています。
 - ア 「とくしまエコタウンプラン」の策定
 - イ 徳島県環境関連産業立地促進資金融資制度の施行
 - ウ 徳島県環境関連産業立地促進補助金制度の施行
 - エ 「とくしま環境ビジネス交流会」の開催
 - オ 循環資源交換情報システム「リサイクルネット徳島」の運営
- ② 県内の優良な「リサイクル製品」や3Rに積極的に取り組む「3Rモデル事業所」、環境にやさしい取り組みを行う「エコショップ」を認定し、その普及啓発を行っています。
 - ア リサイクル製品の認定 40品目（平成24年度末）
 - イ 3Rモデル事業所の認定 29事業所（平成24年度末）
 - ウ エコショップの認定 454店舗（平成24年度末）
- ③ 循環型社会関連法の円滑な運用を図るとともに、3Rに関する県民、事業者、市町村等の理解や自主的な取り組みを促進するため、普及啓発等を行っています。
- ④ 県民、事業者、行政が一体となって環境負荷の低減に向けた取り組みを行う「とくしま環境県民会議」のクリーン・リサイクル推進部会において、環境美化やごみの減量・リサイクルを推進するための事業を実施しています。

(2) 一般廃棄物処理対策

- ① 循環型社会の形成に向けた県民・事業者・行政等の役割を示した「徳島県廃棄物処理計画」等により、ごみの減量化及び適正処理、市町村による処理施設の整備を推進しています。
- ② 「徳島県分別収集促進計画」により、市町村による分別収集の促進を推進しています。

(3) 産業廃棄物適正処理対策

産業廃棄物については、排出事業者処理の原則の徹底を図り、適正処理の推進に努めるとともに、環境監視員等による定期的な立入検査を行い適正処理について指導しました。

適正処理の基本的な考え方は、次のとおりです。

① 排出抑制、減量化及び再生利用の促進

事業者等は、産業廃棄物の発生量及び排出量を抑制し、さらに排出された産業廃棄物については、可能な限り減量化及び再生利用を行い最終処分量の低減を図ります。

② 適正処理の推進

(ア) 委託処理の適正化

排出事業者は、廃棄物を委託処理する場合は、廃棄物処理法で定める委託基準を厳守するほか、適正な処理費用を負担する。

(イ) 収集・運搬、積替え、保管の適正化

収集・運搬、積替えについては、種類や性状に応じた適切な容器を使用するとともに悪臭、騒音又は振動により周辺環境の保全に悪影響がないように適切な措置を講じる。

産業廃棄物の保管については、発生、処理処分過程での停留を最小限にし、分別を徹底し、種類や性状ごとに保管するとともに、生活環境の保全上支障の生じない施設に保管する。

(ウ) 中間処理の推進

資源の有効利用を図るため、中間処理においては再生利用を最優先するとともに、埋立処分を目的として中間処理を行う場合には、減量化及び減容化に努め、最終処分量を抑制する。特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化を確実に行う。

(エ) 最終処分の適正化

埋立による最終処分については、大気汚染、水質汚濁、悪臭及び騒音等を防止するとともに埋立終了後の跡地の利用を考慮した地域環境の整備に役立つ適切な方法を用いるなど、環境保全に万全を期す。

最終処分場については、埋立終了後も埋立地からの放流水等により周辺環境への影響がなくなるまで管理する。

③ 産業廃棄物処理施設の安定的確保

減量化及び再生利用、無害化及び安定化等の処理を行う中間処理施設や最終処分場を継続的、安定的に確保するために、排出事業者及び処理業者は、既存の処理施設を有効に利用するとともに計画的かつ自主的な処理

施設の整備を図ります。

また、排出事業者等の処理施設の設置に当たっては、土地利用計画との整合性をとり、生活環境の保全を確保し、関係住民の理解に努めるよう指導し、処理施設の円滑な整備を推進します。

④ 環境負荷の低減

産業廃棄物の処理に当たっては、可能な限り環境負荷の少ない処理技術を導入するなど周辺環境への負荷を最小限にするよう十分な配慮を行うとともに安全かつ効率的な処理を促進します。

特に、最終処分場の設置においては、自然界と無理なく調和が図れるよう立地条件等を十分に考慮するものとします。

⑤ 県民の理解と協力の確保

産業廃棄物の適正処理及び処理施設の安定的確保には、県民の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の適正処理を実践することにより県民の信頼と理解を得ることに努めなければなりません。

また、県は、産業廃棄物の処理の状況、施策及び動向などの情報を県民に提供し、産業廃棄物処理に対する県民の理解と協力が得られるように努めます。

(4) し尿処理対策

浄化槽対策としては、昭和60年10月1日浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に伴い昭和62年4月1日に指導基準（徳島県浄化槽取扱要綱）を制定し、行政指導体制の整備を図っております。また、浄化槽の適正管理を推進するため、法定検査制度（指定検査機関による水質検査）が発足し、検査事業は、昭和62年4月1日から実施されています。

検査実績については、表2-2-108のとおり毎年11条検査の検査実施基数（受検率）は増加しています。浄化槽法定検査は判定ガイドラインの導入により基準が強化されており、一層の指導に努めております。

表2-2-108 法定検査実施状況

(7条検査)

年 度		H18	19	20	21	22	23	24
検査実施数（受検率）基(%)		2,891(100)	3,289(100)	5,947(100)	3,075(100)	2,853(100)	2,856(100)	2,979(100)
検査結果基(%)	適 正	1,817(55.2)	1,608(55.6)	3,252(54.7)	1,704(55.4)	1,670(58.5)	2,076(72.7)	1,951(65.5)
	概ね適正	1,060(32.2)	884(30.6)	1,796(30.2)	942(30.6)	792(27.8)	543(19.0)	673(22.6)
	不 適 正	412(12.5)	399(13.8)	899(15.0)	429(14.0)	391(13.7)	237(8.3)	355(11.9)

(11条検査)

年 度		H18	19	20	21	22	23	24
検査実施数（受検率）基(%)		58,830(37.2)	61,569(37.6)	65,505(39.0)	69,782(40.5)	79,981(45.7)	78,969(44.6)	80,678(45.3)
検査結果基(%)	適 正	21,623(36.8)	24,318(39.5)	27,193(41.5)	28,271(40.5)	31,055(38.8)	29,810(37.7)	32,059(39.7)
	概ね適正	29,192(49.6)	27,396(44.5)	28,239(43.1)	31,189(44.7)	35,829(44.8)	35,295(44.7)	34,653(43.0)
	不 適 正	8,015(13.6)	9,855(16.0)	10,073(15.4)	10,322(14.8)	13,097(16.4)	13,864(17.6)	13,966(17.3)

(5) 畜産環境問題防止対策

生活環境の保全と畜産経営の安定を図るため、関係機関が一丸となった畜産環境問題に対する意識啓発や指導、家畜排せつ物の適正な利用に必要な施設整備等、各種事業の実施により畜産環境問題防止対策に取り組んでいます。

① ソフト事業

畜産経営に起因する環境問題発生の防止を図るため、総合的な指導体制を整備し、巡回指導、実態調査及び環境問題防止技術の普及浸透等を実施するとともに畜産農家と耕種農家の連携による堆きゅう肥の流通を促進するため、たい肥成分分析及び腐熟度検査の事業を実施しています。

② ハード事業

家畜排せつ物の合理的かつ効率的な処理利用を行うための施設を整備し、畜産経営に起因する環境問題の防止対策を推進しております。

3 今後の取り組みの方向性

(1) 循環型社会の形成推進

「廃棄物ゼロとくしま」を目指し、県民、事業者、行政が一体となって循環型社会に向けた取り組みが推進されるよう積極的な普及啓発を行うとともに、環境関連産業の創出・振興を図るための各種支援を行う等、本県における循環型社会の形成を推進するため「廃棄物ゼロ社会づくり推進事業」及び「環境首都とくしま運営事業（環境活動実践センター事業）」を実施します。

① 環境関連産業の創出・振興

事業者におけるリサイクル施設・設備の導入、技術開発を促進するため、補助金や低利融資制度の他、環境関連分野に関する産官学民が交流できる会議を開催し、関係者の交流及び経済的支援を推進します。

また、インターネットのホームページ「徳島県循環資源交換情報システム（リサイクルネット徳島）」に廃棄物等の提供情報と受入情報を掲載し、互いに情報交換を図ることによって、廃棄物の循環資源としての有効利用を促進します。

② 循環型社会関連法の普及啓発

各種リサイクル法など循環型社会関連法の啓発事業を実施し、県民の理解と協力を求めます。

また、県内の廃棄物等を利用したリサイクル製品や、廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用に取り組み著しい成果を上げている事業所を認定する「リサイクル認定制度」及び「エコショップ（環境にやさしい店）」の認定・普及により、資源の有効利用やごみの減量化などを促進します。

(2) 一般廃棄物

① 「徳島県廃棄物処理計画」等に基づき、各主体によるごみの減量化及び適正処理を引き続き推進するとともに、市町村による広域的な施設整備に向け、引き続き市町村を指導します。

② 「徳島県分別収集促進計画」に基づき、市町村による分別収集の促進や処理体制の整備に向け、引き続き市町村を指導します。

③ ホームページ等を活用した情報提供の充実を図り、ごみの減量化に関する啓発をより一層図っていきます。

(3) 産業廃棄物

産業廃棄物の適正な処理を推進するため次の事業を行います。

① 法及び要綱の趣旨の徹底

事業者、処理業者及び市町村等（以下「事業者等」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、徳島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「要綱等」）の趣旨の徹底を図る。

② 減量化、再生利用の推進

産業廃棄物の減量化、再生利用を推進するため、事業者等に対し技術研究開発を積極的に行うよう指導、助言に努める。

③ 廃棄物処理施設の設置

産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場の設置については、適正処理の推進を図るため、要綱等に基づき、事業者等に対し指導する。

④ 事業者等に対する監視指導の強化

環境監視員による定期的な立入調査等、各種の監視指導事業を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進する。

⑤ 関係機関との連携の強化

産業廃棄物処理行政を推進する上で必要な事項について常に市町村関係機関と密接な連携を図る。

また、不法投棄等の不適正処理に対しては、徳島県不法投棄等対策会議などを通して対応する。

⑥ 住民の理解と協力

産業廃棄物の処理及び処理施設の現状、必要性等について、県民に周知を図り、理解と協力を得るように努める。

⑦ 産業廃棄物処理業者等の指導育成

（一社）徳島県産業廃棄物協会の組織の強化や自主的な活動を指導支援するとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」をはじめ各種の施策を講じる。

⑧ 公共関与による産業廃棄物処理事業の推進

（一財）徳島県環境整備公社により、橘廃棄物最終処分場及び徳島東部処分場の管理運営を引き続き行う。

⑨ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、事業者等のPCB廃棄物の保管状況を把握し、適正保管を指導する。また、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、必要な施策を講じる。

(4) し尿

浄化槽対策としては、法定検査体制の充実（検査員の養成）等を図る一方、浄化槽の適正な維持管理を図るため、県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

また、浄化槽設置の推進を図るため市町村が実施する、浄化槽整備事業に対する補助制度を設けており、このうち、個人が浄化槽を設置する場合に補助を行う浄化槽設置整備事業については、全市町村において実施されています。また、市町村が設置主体となり、浄化槽の面的整備を行う浄化槽市町村整備推進事業については、三好市（平成15年度から旧井川町、平成17年度から旧山城町）において実施されています。さらに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換の際に必要な撤去費の補助を行う市町村に対して助成を平成20年度から実施しています。

浄化槽整備事業は生活排水対策として有効な事業であることから、今後とも県下全市町村において当該事業を推進し、浄化槽の設置を促進するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。